

【奈良県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>「数十年に一度」の定義が不明瞭。分かりにくい。 雨量(時間雨量、累積雨量等)等の数値基準を明確に示す必要があるのではないか。 また、過去の対象事例を用いて発表のタイミングを解説していただくなど、気象庁からの具体的な説明が必要ではないか。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。 また、可能な場合は、事前に特別警報発表の可能性について記者会見や気象情報等において言及していく予定です。台風が来襲する場合等は事前の言及も可能な場合が多いと考えていますが、短時間で大量に降るような豪雨では、特別警報の発表に至るかどうかについて事前に情報提供することが困難な場合もあることにもご留意ください。</p>
<p>発表単位を市町村ごとにすべきではないか。 特別警報の発表単位が都道府県となっており、その他の気象予警報(土砂災害警戒情報含む)との整合がとられないケース(例えば、注意報しか発表されていない市町村に特別警報が発表されるなど)が想定され、市町村の避難勧告・指示の発令等に混乱を来す恐れがある。 奈良県の場合、北部と南部で地整、気象に大きな差があるため、こうしたケースが起こりやすいと考えられる。</p>	<p>特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっていることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行いますが、今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていきます。</p>
<p>特別警報を、都道府県、市町村がどのように取り扱えば良いか。 避難勧告・指示の発令にどのようにリンクさせれば良いかが不明確。 特別警報を、都道府県、市町村がどのように取り扱えば良いか、目安を示していただきたい。</p>	<p>特別警報が対象とする現象はどのようなものなのか、また、発表判断に用いる客観的な指標など、詳細について今後資料を作成し気象庁ホームページ等において公表する予定です。各市町村における避難に関する情報の発表判断においてどのように特別警報を活用していくかの検討の参考にしてください。また、当該検討にあたっては、適宜、地元気象台にご相談いただければ、より丁寧な解説等、可能な限りの協力をさせていただきます。</p>
<p>特別警報の発表にあたっては、県への事前連絡、降雨予測等の情報提供をより綿密にお願いしたい。</p>	<p>可能な場合は、事前に特別警報発表の可能性について記者会見や気象情報等において言及していく予定です。台風が来襲する場合等は事前の言及も可能な場合が多いと考えていますが、短時間で大量に降るような豪雨では、特別警報の発表に至るかどうかについて事前に情報提供することが困難な場合もあることにもご留意ください。</p>